

平成28年度施策評価シート(平成27年度実施事業)

作成主管課	消防本部総務課
	予防課
関係課	警防課
	通信指令課

施策名	消防	施策コード	4-2-2
-----	----	-------	-------

総合計画後期基本計画の内容 ※H24.2月策定

政策体系	政策	自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり
	小政策	さまざまな不安や災害に強い安全なまちをつくります
現況と課題	<p>近年、都市化が進むとともに、火災の状況は複雑多様化しつつあります。また、少子高齢傾向にある中、就業構造の変化や地域の連帯意識の希薄化により、消防団員の確保が困難になるなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。</p> <p>本市ではこれまで消防本部を中心に笠間、友部、岩間の各消防署による常備消防と46個分団からなる非常備の消防団の連携により消防活動を進めてきました。消防では、住宅用火災警報器の設置促進をはじめ、広報等による防火意識の向上や消防施設の適正な維持管理に努めてきました。また、消防団組織を統合し、指揮命令系統の強化を図ってきました。救急体制においては、民間救急ボランティア(KHS)を育成し、応急手当普及啓発を推進するとともに、水戸地区救急医療協議会による広域的な救急体制の強化を図ってきましたが、高齢化や住民意識の変化などにより、救急需要が年々増加しているため、更なる強化が求められています。</p> <p>今後、生活様式の多様化などに伴う火災の状況の多様化・複雑化・大規模化に対応していくため、より一層関係機関との連携を強化し、消防力を充実させるとともに、災害を未然に防ぐための予防活動や救助活動など広範囲にわたり施策を展開していく必要があります。また、地域防災の要である消防団の強化に向け、団員の確保に努めていく必要があります。また、消防救急・無線指令業務は、国の要請に基づく県域1ブロックによる効率的整備を進めていきます。</p>	
施策目標	市民の安心・安全を確保するため、消防施設や設備の維持管理と計画的な整備を進め緊急出動の体制を整えるとともに、救急隊員の技術向上や関係機関との連携、市民に対する応急手当の普及啓発を行い、消防体制の強化を図ります。また、消防団体制の充実に努めます。	

1 総合計画進行管理

市民からの意見・反応等	消防団体制の充実に努めるとありますが、今後どのように進めていくのかと言う意見。住宅用火災警報器設置率調査のため個人宅へ行くと、どのようなことなのか全く把握していない例が多かったため普段からのPR不足を痛感した。
-------------	---

(1) 目標指標1

市民実感性指標		H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
安心できる消防・救急体制が整備されていると感じている市民の割合	市民実感性	71.180	68.950	72.290	70.970	71.660	0.000
	加重平均値	2.888	2.898	2.894	2.906	2.927	0.000
※※※※※※	市民実感性	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	加重平均値	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
当施策を重要と感じている市民の割合	重要度		94.620	96.180	94.880	94.260	0.000
	加重平均値		3.784	3.770	3.759	3.793	0.000

(2) 目標指標2

数値指標		単位	H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
民間救急ボランティア(KHS)登録者数	目標値	人		60	80	100	100	100
	実績値	人	50	67	83	97	104	0
	達成度	%		111.7	103.8	97	104	0
	ベンチマーク		0	0	0	0	0	0
普通救命講習会受講者数	目標値	人		1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	実績値	人	1,361	1,223	903	971	1,039	0
	達成度	%		111.2	82.1	88.27	94.5	0
	ベンチマーク		0	0	0	0	0	0
住宅用火災警報器普及率	目標値	%		67	68	68	70	71
	実績値	%	66.2	67.5	70.4	71	73	0
	達成度	%		100.7	103.5	104.41	104.3	0
	ベンチマーク		0	0	0	0	0	0
※※※※※※	目標値	0		0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0	0
	達成度	%		0	0	0	0	0
	ベンチマーク		0	0	0	0	0	0

数値指標の考え方	指標設定の考え方	市民の安全・安心を確保するために、一次救命処置の知識を市民自ら習得していただく必要があると考え、それに関連した民間救急ボランティア(KHS)登録数及び普通救命講習会受講者数とした。 すべての住宅に設置義務の観点から普及率とした。
	目標値設定の考え方	十分な普通救命講習会活動をするために必要な人員を100名とした。 講習会の実施回数を考慮し、最小限必要と考える人数とした。 今後すべての住宅に設置推進の啓蒙活動を行い、毎年1%増を見込み、平成28年度目標を71%とした。

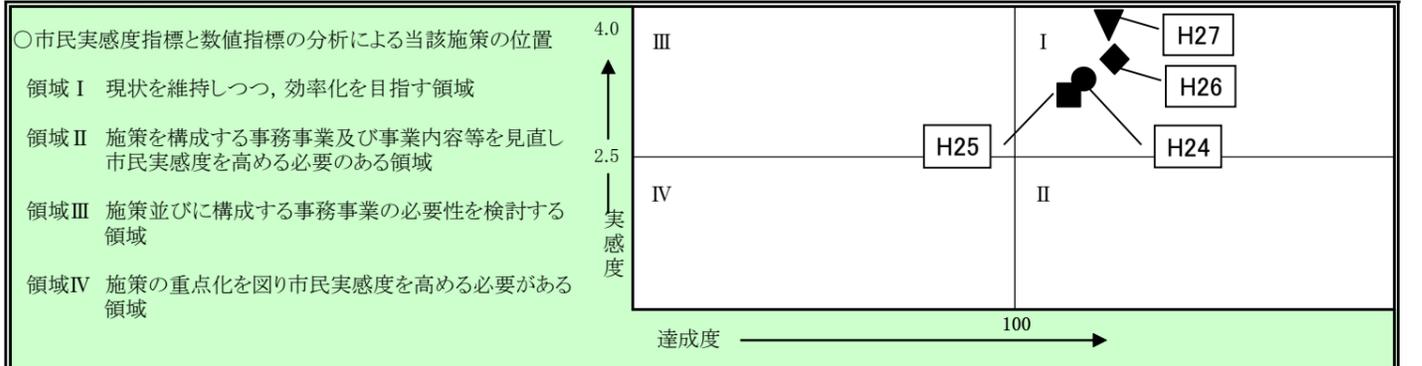
2 施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担をどう考えるか

市民の役割	市民(地域・団体・事業所)が自助でやるべきこと。共助でやるべきこと。市と協働でやるべきこと。 ・地域防災の要である消防団活動に理解と協力をしていただく。 ・自助共助の精神で、積極的に防災関係の訓練や救急講習会に参加していただく。 ・火災を起こさないように防火意識を持ち、消火器や住宅用火災警報器の設置に努めていただく。 ・適切な119番通報を行うよう努めていただく。
行政の役割	市がやるべきこと。県がやるべきこと。国がやるべきこと。 ・適正な指導と訓練を通じた消防団体制の強化と、団員の加入促進を図ります。 ・防災施設並びに装備品等を充実させ、各種災害に対応します。 ・防火啓発活動及び住宅用火災警報器の設置普及活動を行います。 ・119番通報時に消防ではどのような情報が必要かを、各種講習会又は広報紙等に掲載し市民に周知していきます。 ・関係機関との連携を図り、救急体制を強化します。

3 平成27年度取組状況

取組状況等	取組み内容と成果、成果が得られた要因として考えられること。 ・救急事例事後検証や救急救命士病院実習などの実施により、各救急隊の知識や技術の向上が図られた。 ・普通救命講習会の定期開催等により、応急手当のできる市民の底辺拡大が図れた。 ・県内20消防本部により平成28年6月から茨城消防指令センターの共同運用開始に向けて専門部会で消防救急無線のデジタル化に伴う施設の整備及び維持管理・無線運用・指令運用に関する検討を進めている。 ・住宅用火災警報器のリーフレットを各種消防訓練・集会・イベント等に参加し配布、設置促進を図った。また、市広報誌やホームページを利用した広報活動により設置義務の理解を呼びかけ、設置率の向上につながった。
-------	--

4 施策の評価(現状分析)



達成度評価	指標を分析した結果施策目標は達成されたのか ・100名を目標に民間救急ボランティア(KHS)を募集し現在104名登録しているため目標値に達している。 ・普通救命講習会の受講者については、ほぼ目標値に達した。 ・平成27年度住宅用火災警報器設置率73.0%となり、目標値の70.0%を3.0%上回った。
-------	---

構成事務事業の適正性	施策目標を達成するための手段(事務事業)の構成は妥当か ・安心・安全なまちづくりのため必要不可欠な事業であり適正である。
------------	---

残された課題	平成28年度以降に残る課題、その要因として考えられること。 ・阪神淡路大震災を教訓に自助共助の精神が重要であり、地元消防団の重要性が明らかになり団員確保の必要性 ・平成28年6月1日からの共同運用開始に向けて、運用方法及び指令システムについて協議検討を行う。 ・消防車両や各種装備品で、経過年数が経っているものについての適切な点検・整備及び更新や、未整備地区への防火水槽設置に伴う用地の確保。
--------	---

5 今後の方向性

取組方針	平成29年度に向けた施策方針 ・その他の消防サービスに直結する事業については、コスト意識を徹底し進めていくと共に消防力の強化を図り住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする。
------	---

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

施策名 02 消防

事業費合計	平成25年度	平成26年度	平成27年度	3カ年計	3カ年平均
	358,282	299,282	362,498	1,020,062	340,021

No.	施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果					補助区分	事業費(千円)			小施策	担当課	貢献度評価
				成果指標①	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度			
1	非常備消防運営事業	消防団は、地域住民の生命財産を守るため、地域の消防防災力において重要な役割を担っている。団員数の確保、団員としての規律、精神鍛錬及び消防技術の向上、また各種手当、福利厚生を図り地域の防災力を保持する。	101 義務的事業	団員数	人	771	764	748	市単独	29,893	27,527	59,215	01 消防体制の充実	総務課	義務的事業
2	消防団ほう賞基金事業	消防団は、地域住民の生命財産を守るため、地域の消防防災力において重要な役割を担っている。団員数の確保、団員としての規律、精神鍛錬及び消防技術の向上、また各種手当、福利厚生を図り地域の防災力を保持する。消防団活動を行っている分団で成績優秀分団に授与する。	101 義務的事業	団員数	人	771	764	748	市単独	29,893	279	1	01 消防体制の充実	総務課	義務的事業
3	退職消防団員報償金事業	消防団は、地域住民の生命財産を守るため、地域の消防防災力において重要な役割を担っている。団員数の確保、団員としての規律、精神鍛錬及び消防技術の向上、また各種手当、福利厚生を図り地域の防災力を保持する。長年にわたり、消防団活動に従事した消防団員の功績に報いるため支給するものである。	101 義務的事業	団員数	人	771	764	748	市単独	29,893	15,577	19,500	01 消防体制の充実	総務課	義務的事業
4	消防同意、許認可事務	管内施設等の防火に対する事前打合せ及び書類審査等により適正に建設、工事等が行われ、火災、漏洩事故等の発生による被害の軽減につながるのと同時に、無申請、無許可施設における指導を行う。	101 義務的事業	防火対象物使用開始届出	件	61	46	67	市単独	0	0	0	01 消防体制の充実	予防課	義務的事業
5	火災予防条例規制事務	笠間市火災予防条例関係の届出・不備事項の改修、すべての住宅に設置義務の住宅用火災警報器設置促進、普及率の向上	101 義務的事業	住宅用火災警報器普及率	%	70	71	73	市単独	89	93	0	01 消防体制の充実	予防課	義務的事業
6	防火対象物、危険物施設規制事務	法的根拠に基づき、防火対象物及び危険物施設等において消防用設備等を含め設置維持管理状況を検査し違反是正を図る。	101 義務的事業	改善(防火対象物)	件	36	47	43	市単独	0	0	0	01 消防体制の充実	予防課	義務的事業
7	火災・救急・救助関連事務	正確な消防業務の実態を把握することにより、消防体制の改善・対策に繋がる。	101 義務的事業	火災出動件数	件	67	53	58	市単独	0	0	0	01 消防体制の充実	警防課	義務的事業
8	各種受付・出動指令・通信統制業務事業	住民からの119番受付から出動指令は共同指令センターで行われるため(出動指令)については廃止となる。各種受付、通信統制業務は新規事業(情報通信事務事業(案))に統合する。	101 義務的事業	火災	件	67	53	58		0	0	0	01 消防体制の充実	通信指令課	義務的事業
9	火災事務事業	適切な消火を行うことにより他への延焼拡大を防ぎ火災を最小限に止める。また、危険要素を究明し火災予防施策へ反映させる。火災発生時期等に広報車による火災予防広報を実施。住民の要望により罹災証明書を発行。火災件数を公表し火災予防思想の普及啓発を図り高齢者等を中心とする死傷者を減少させるとともに財産の損失を防ぐ。	101 義務的事業	火災件数の増減	件	-28	7	-9		0	0	0	01 消防体制の充実	笠間消防署	義務的事業
10	火災事務事業	適切な消火を行うことにより、他への延焼拡大を防ぎ、火災を最小限に留める。また、火災原因を究明することにより、今後の火災減少を図る。火災多発期等に広報車による火災予防広報を実施。住民の要望により、罹災証明書を発行。火災件数を公表し火災予防思想の普及啓発を図り、高齢者等を中心とする死傷者を減少させるとともに、財産の損失を防ぐ。	101 義務的事業	火災件数	件	50	50	10	市単独	0	0	0	01 消防体制の充実	友部消防署	義務的事業
11	火災事務事業	適切な消火を行うことにより、他への延焼拡大を防ぎ、火災を最小限に留める。また、火災原因を究明することにより、今後の火災減少を図る。火災多発期に、広報車による火災予防広報を実施。住民の要望により、罹災証明書を発行。火災件数を公表し、火災予防思想の普及啓発を図り高齢者等を中心とする死傷者を減少させるとともに、財産の損失を防ぐ。	101 義務的事業	火災件数	件	13	12	15		0	0	0	01 消防体制の充実	岩間消防署	義務的事業
12	救急事務事業	救急車の適正利用ポスターを公共施設等に配布し適正利用を呼びかけた。救急隊員の救急処置の質の向上を目指すとともに救急搬送の充実を図る。毎月救急月報を作成し警防課へ報告。	101 義務的事業	救急件数(増減)	件	44	-40	-24		0	0	0	02 救急救助体制の充実	笠間消防署	義務的事業
13	救急事務事業	病気や事故等により生命身体に現実に危険が及んでいる傷病者を、救命の専門知識を持った隊員が、資器材を活用し医療機関へ搬送し救命率の向上を図る。	101 義務的事業	救急件数(増減)	人	25	117	0	市単独	0	0	0	02 救急救助体制の充実	友部消防署	義務的事業
14	救急事務事業	病気や事故等により生命身体に現実に危険が及んでいる傷病者を、救命の専門知識を持った隊員が、資器材を活用し医療機関へ搬送、救命率の向上を目的とする。	101 義務的事業	救急搬送人員数	人	506	513	535		0	0	0	02 救急救助体制の充実	岩間消防署	義務的事業

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

	施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果			補助区分	事業費(千円)			小施策	担当課	貢献度評価		
				成果指標①	単位	平成25年度		平成26年度	平成27年度	平成25年度				平成26年度	平成27年度
15	立入検査、違反処理事務	防火対象物・危険物施設等に対し、消防法に基づき予防査察規程及び予防違反処理規程に基づいた計画を立て(年間・月間・その都度)検査を実施する。	101 義務的事業	立入検査実施率(防)	%	105	110	113	市単独	0	0	0	01 消防体制の充実	予防課	義務的事業
16	防火管理者、危険物保安監督者の育成指導事務	防火管理者の重要性、役割についての講習育成に努め、又防火管理者、危険物保安監督者不在事業者等について立入検査等で指摘選任を促し健全な管理業務の遂行指導、自衛消防訓練においては各事業所の理解のもと実施しているが訓練期日が過ぎてしまう事業所も出ている。訓練の必要性の再認識が必要、義務的講習期間が過ぎてしまう者への責務の重要性を指導している。	101 義務的事業	防火管理者育成	人	89	80	87	市単独	0	0	0	01 消防体制の充実	予防課	義務的事業
17	防火水槽整備事業	火災発生時、延焼拡大の軽減を図るため、国庫補助金を活用して、水利の不足している地域への防火水槽(耐震性貯水槽)の設置を進める。また、老朽化した防火水槽の更新及び消防水利の基準に満たない防火水槽(40立方メートル未満)の撤去を行い、有効的な整備を実施する。26年度から、国庫補助を活用し耐震性貯水槽として整備を実施している。	102 建設・整備事業	防火水槽の更新等(撤去を含む)	基	5	5	4	市単独	29,568	32,386	20,802	01 消防体制の充実	警防課	5
18	消火栓整備事業	水道管が整備されている地域で、消火栓の設置基準を満たす水道管への消火栓整備はおおむね完了しているため、今後は既存の修繕、維持管理及び水道管敷設替えに伴う更新が主な事業となる。また、新たに水道管が整備される地域への整備は、周辺の水利状況を精査したうえで、継続して行っていく必要があるため、水道課と協議しながら事業を推進していく。	102 建設・整備事業	消火栓設置	基	4	10	5	市単独	2,856	6,221	3,630	01 消防体制の充実	警防課	6
19	常備消防事務	①【常備消防事務】予算の執行及びその他計上の煩雑な事務を一括に消防本部総務課で処理することにより適正で効率的な消防業務を運用することができる。また、職員に現場活動で必要な新しい知識や技術を習得させるため、教育機関での研修を行い、特殊災害に即応させることにより市民サービスの向上を図る。②【関係機関負担金事業】消防業務を全国一律の標準化のため、国・県・関係機関・そして他消防本部といる課題に対し、協議検討しており、重要な役割をになっている。③【消防職員教育訓練事業】災害時の活動方法及び救急処置は、新しく開発された資機材とともに日進月歩であり、絶えず職員を教育させる必要がある。消防職員の資質を高めるとともに、職務遂行にあたっての安全性を向上することにより、より一層の消防・救急・救助業務、また、市民サービスを行う	103 内部管理事務	①予算執行事務	回	705	999	645	市単独	20,465	18,102	26,451	01 消防体制の充実	総務課	内部事務事業
20	防火管理協会、危険物安全協会事務	防火管理協会・危険物安全協会会則を基に年度ごとに事業計画、予算等を決め各会員の連絡調整を図り、危険物、防火管理に関する知識向上と各事業所において防火思想の普及、高揚を図る。	103 内部管理事務	役員会・総会	人	133	129	133	市単独	0	0	0	01 消防体制の充実	予防課	内部事務事業
21	救急高度化推進事業	水戸地区救急医療協議会の指針として救急業務において救急救命士の行う特定行為について医師の指示、指導を受けながら傷病者の情報を共有し円滑な救急業務を遂行する。また、救急救命士法施行規則の改正に伴い平成26年11月1日から救急救命処置の範囲が拡大された。これらをふまえて救急救命士の行う定期的な病院研修や医師を交えた救急事後検証会(特異的な救急事案等)により救急隊員の資質、技術、及び救命率の向上を図る。	103 内部管理事務	救急救命士病院研修等	回	37	53	43	市単独	185	184	828	02 救急救助体制の充実	警防課	内部事務事業
22	消防救急無線・指令センター整備事業	電波法関係審査基準の一部改正(H15. 10. 16総務省訓令第82号)及び電波法第26条第1項及び第2項第3号の規定に基づく周波数割当計画の一部変更(H20. 5. 13総務省告示291号)により、消防救急無線は、平成28年5月末日までに現行のアナログ方式からデジタル方式へ移行しなければならない。 ※平成27年度にて整備事業終了。平成28年度は新規事業として茨城消防救急無線・指令センター運営事業とする。	104 計画策定事務	整備工事(機器数一22項目)	式	1	1	1	国・県補助	123,893	101,244	106,965	01 消防体制の充実	通信指令課	1
23	災害対策・警防計画・各種訓練実施計画事業	市民の生命・身体・財産を災害から守るため各地区の危険区域に対する警防戦術の確立、各種訓練により消防職員の更なる技術の習熟、練磨を図る。	104 計画策定事務	警防担当者会議	回	1	1	1	市単独	0	0	0	01 消防体制の充実	警防課	10
24	消防緊急通信指令装置管理事業	消防緊急通信指令施設の正常な機能を維持するため、定期的(2回)に点検整備を行い、障害の発生を未然に防止し、指令業務の円滑な運営を図る。障害(不具合)が発生した場合は11月30日迄(24日)、24時間オンコールで受付し、早急に対応する体制となっており、指令回線の点検も実施している。	105 維持管理事業	リモート	件	18	7	4	市単独	4,439	4,732	3,780	01 消防体制の充実	通信指令課	4
25	自動出動指定装置・地図検索装置情報修正事業	新築住宅や防火対象物・目標物・道路状況、消防水利等について、各種災害指令の基になる地図データを各消防署と連絡調整して情報を入手し、その都度データ更新し、災害時には最新情報を基に現場活動を実施している。H28年度からは新規事業No2「情報通信事務事業」(案)に活動指標を移管する。	105 維持管理事業	住宅・住所・目標物修正登録	件	1,275	1,074	137		0	0	0	01 消防体制の充実	通信指令課	4
26	消防無線管理事業	災害発生時において、迅速確実な情報伝達の遂行及び消防部隊相互間連絡に必要な不可欠な消防救急無線機の運用管理。 H28年度の無線機(基地局・車載・携帯)・AVM装置の修理費 108,000円は常備消防車両・指揮材管理事業の修繕費に含まれているので、消防無線管理事業は27年度を持って廃止する。	105 維持管理事業	消防無線機修理・載換	回	365	365	0		105	294	0	01 消防体制の充実	通信指令課	2

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

	施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果					補助区分	事業費(千円)			小施策	担当課	貢献度評価	
				成果指標①	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度				
27	消防定例事務事業	財政逼迫の折、庁舎、備品等をなるべく長期間使用可能な状態に維持すべく、適宜点検等を実施している。資機材の管理運用については、市民の生命・身体・財産を保護する為、常日頃から訓練等を通し各種資機材に精通するとともに、機能の保持に努めている。受付・監視等については、電話又は来客の際等に不愉快な思いをさせないよう身なりを正し、電話対応の際は自分の氏名を名乗る等接遇を重視し、不審者等が侵入することのないよう監視に当たっている。人事評価については、各職員の能力及び勤務実績を踏まえ適正な判断により評価する。	105 維持管理事業	市民の消防への理解を深める	12回		12	12	12	市単独	0	0	0	01 消防体制の充実	友部消防署	内部事務事業
28	消防水利施設等点検管理事業	市民生活の安心安全確保のため、消防水利点検維持管理を毎年1回以上実施し、消防水利の維持に努め、火災地震等の災害が発生した場合、速やかな消火活動により被害の軽減を図る。	105 維持管理事業	防火水槽の点検回数	基		535	517	511	市単独	0	0	0	01 消防体制の充実	友部消防署	義務的事業
29	消防定例事務事業	財政逼迫の折、庁舎、備品等をなるべく長期間使用可能な状態に維持すべく、適宜点検等を実施している。資機材の管理運用については、市民の生命・身体・財産を保護する為、常日頃から訓練等を通し各種資機材に精通するとともに、機能の保持に努めている。受付・監視等については、電話又は来客の際等に不愉快な思いをさせないよう身なりを正し、電話対応の際は自分の氏名を名乗る等接遇を重視し、不審者等が侵入することのないよう監視に当たっている。人事評価については、各職員の能力及び勤務実績を踏まえ適正な判断により評価する。	105 維持管理事業	市民の消防への理解を深める	人		735	759	568		0	0	0	01 消防体制の充実	笠間消防署	内部事務事業
30	消防水利施設等点検管理事業	市民生活の安心安全確保のため、消防水利点検維持管理を毎年1回以上実施し、消防水利の維持に努め、火災地震等の災害が発生した場合速やかな消火活動により被害の軽減を図る。	105 維持管理事業	点検数の増減	基		-23	28	-2		0	0	0	01 消防体制の充実	笠間消防署	義務的事業
31	非常備消防施設管理事業	消防団は、地域住民の生命及び財産を守るため、地域の消防防災力において重要な役割を担っている。こうした消防防災活動の拠点となる消防団機具置場兼詰所が市内には46施設あり、消防団車両の車検及び車両並びに消防施設等の修繕等、資機材の配備を適切に行うことにより、安定した消防体制を保持する。また、消防団の効率的な運用を図るため、消防団組織の見直しを検討する。	105 維持管理事業	車両台数	台		49	50	50		10,684	7,872	10,190	01 消防体制の充実	総務課	5
32	消防庁舎管理事業	市民の安全・安心を守る観点からも消防庁舎での事務の執務・災害待機場所の施設の維持管理をすることで、24時間勤務する職員に安定した消防体制を保持させ消防業務を円滑に実施させる。	105 維持管理事業	1消防本部庁舎	施設		1	1	1	市単独	21,915	24,092	23,106	01 消防体制の充実	総務課	3
33	常備消防車両・資機材管理事業	災害現場の多種多様化に伴い人命救助を最優先に考慮し適切な救急救助装備等の確保と習熟に努めている。救急資器材の除細動器・心電図モニター・人工呼吸器・酸素ボンベ等は傷病者に重大な影響を与えるので計画的に毎年の保守点検が必要である。	105 維持管理事業	備品購入	回		17	17	10	市単独	10,082	14,018	16,161	01 消防体制の充実	警防課	6
34	消防定例事務事業	財政逼迫の折、庁舎、備品等をなるべく長期間使用可能な状態に維持すべく、適宜点検等を実施している。資機材の管理運用については、市民の生命・身体・財産を保護する為、常日頃から訓練等を通し各種資機材に精通するとともに、機能の保持に努めている。受付・監視等については、電話対応や来庁者に不愉快な思いをさせないよう身なりを正し、電話対応の際は接遇を重視し、不審者等が侵入することのないよう監視に当たっている。人事評価については、各職員の能力及び勤務実績を踏まえ適正な判断により評価する。	105 維持管理事業	市民の消防への理解を深める	回		12	12	12		0	0	0	01 消防体制の充実	岩間消防署	内部事務事業
35	消防水利施設等点検管理事業	市民生活の安心安全確保のため、消防水利点検維持管理を、毎年1回以上実施し、消防水利の維持に努め、火災地震等の災害が発生した場合、速やかな消火活動により被害の軽減を図る。	105 維持管理事業	防火水槽の点検回数	基		315	315	10		0	0	0	01 消防体制の充実	岩間消防署	義務的事業
36	救助事務事業	各種訓練や教育訓練を実施し、複雑多様化する各種災害に対応する救助活動上必要な資機材を整備し、人力・機械力等を有効に活用し迅速かつ適切に要救助者を安全な場所へ救出救助する。	106 政策的事業	PA連携出動	件		200	225	255		0	0	0	01 消防体制の充実	岩間消防署	義務的事業
37	予防事務事業	管内各事業所に対し、消防法及び笠間市火災予防査察規程に定められた内容をもとに、防火対象物の査察を計画的に実施し、法令違反是正に努める。また、ひとり暮らしの高齢者が安全に生活出来るよう、住宅の防火診断を実施する必要がある。	106 政策的事業	立入検査	件		105	170	136		0	0	0	01 消防体制の充実	岩間消防署	義務的事業
38	警防事務事業	地震体験車を使用し地震の体験させ防災意識の高揚を図る。各消防団に消防署との連携が常に一体となる様に火災を想定した中継訓練を実施し、団員の団結の強固、品位の向上を図るため規律訓練を実施。また、代表分団に県央地区ポンプ操法大会出場のため約5ヶ月間にわたりポンプ車操法の指導を実施する。	106 政策的事業	ポンプ操法指導	回		41	45	48		0	0	0	01 消防体制の充実	岩間消防署	義務的事業
39	防火クラブ育成指導事業	幼年防火クラブ、婦人防火クラブを通して火災の恐ろしさや命の尊さを認識させ、火災予防の普及啓発を訴える。	106 政策的事業	幼年消防隊防火パレード参加数	人		335	292	278		0	0	0	01 消防体制の充実	岩間消防署	義務的事業

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

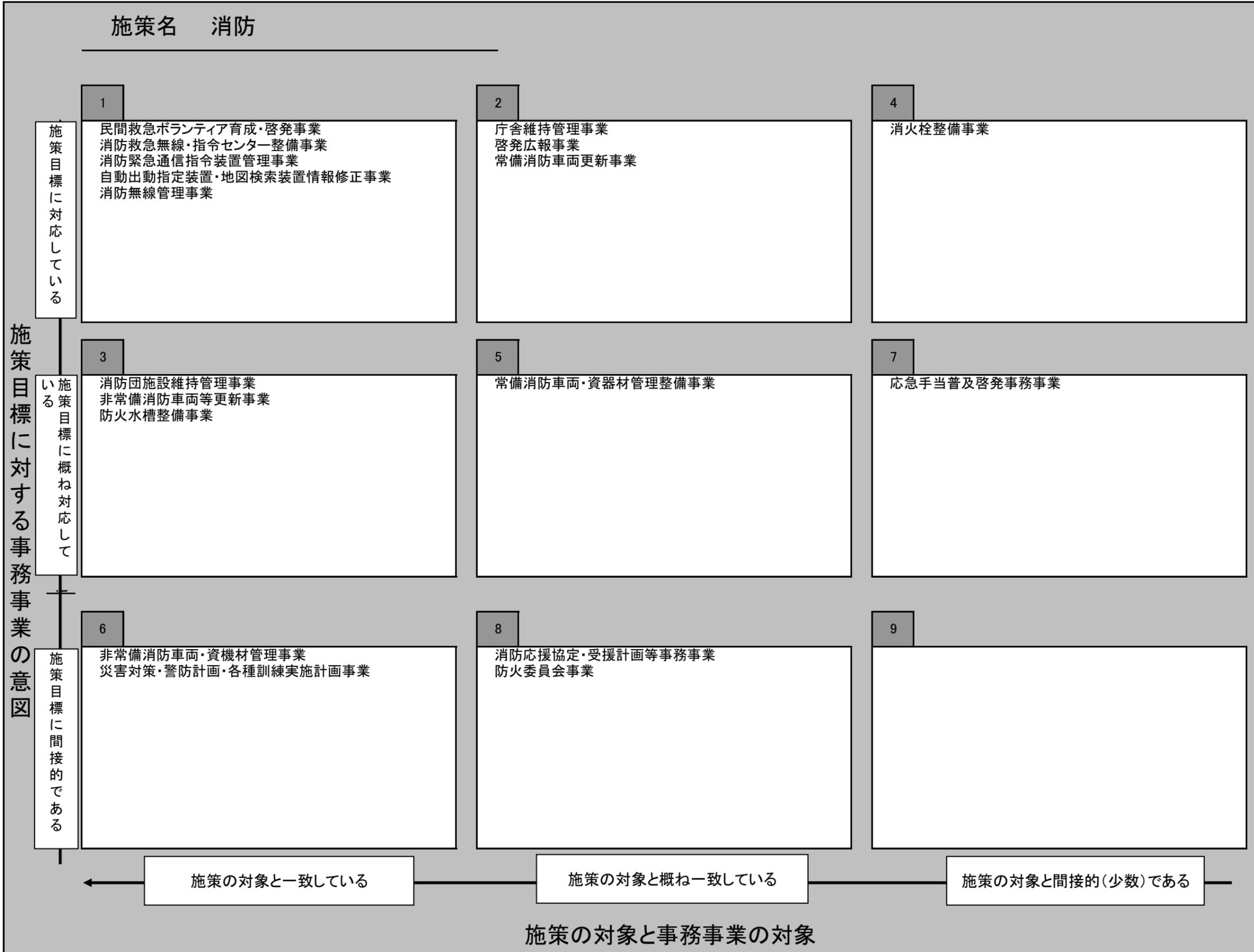
	施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果					補助区分	事業費(千円)			小施策	担当課	貢献度評価
				成果指標①	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度			
40	民間救急ボランティア育成・啓発事業	笠間市の救命率・社会復帰率の向上を目的として、応急手当の重要性を訴え応急手当普及員の育成・指導を行う。さらに、資格取得者に民間救急ボランティア(KHS)に登録を依頼し、救命講習会等で活動していただく。	106 政策的事業	ボランティア登録数	人	16	15	7	市単独	192	177	196	02 救急救助体制の充実	警防課	4
41	応急手当普及啓発事業	住民の救命率の向上を目指し、バイスタンダー(その場に居合わせた者)としての応急手当の重要性について普通救命講習会等を通じて市民に理解と手当の習熟を目指す。	106 政策的事業	目標1,100人との比率	%	82	87	90	市単独	269	378	520	02 救急救助体制の充実	警防課	11
42	応急手当普及指導事業	バイスタンダーCPRの実施状況を向上させ市民の救命率の向上を図る	106 政策的事業	普通救命講習会修了者	人	637	452	590		0	0	0	02 救急救助体制の充実	笠間消防署	義務的事業
43	応急手当普及指導事業	バイスタンダーCPRの実施状況率を向上させ市民の救命率の向上を目的とする。	106 政策的事業	修了証発行者数	人	250	157	310		0	0	0	02 救急救助体制の充実	岩間消防署	義務的事業
44	応急手当普及指導事業	バイスタンダーCPRの実施状況を向上させ市民の救命率の向上を図る。	106 政策的事業	普通救命講習会修了者	529人	257	626	529	市単独	0	0	0	02 救急救助体制の充実	友部消防署	義務的事業
45	緊急消防援助隊派遣事業	被災地の災害活動派遣及び災害現場、訓練等による活動	106 政策的事業	緊急消防援助隊の派遣		0	0	0	市単独	0	0	50	01 消防体制の充実	警防課	義務的事業
46	常備消防広域化推進事業	人口減少、超高齢化社会が進む中、ますます役割が高まる消防行政力を維持強化し、住民が安心して暮らしていくことのできる社会を構築していくためには、より効率的で効果的な運営が求められる。このようなことから、県央ブロックにおける消防広域化に向けた取り組みを積極的に進めていくため、水戸市、笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町の7市町により消防組織の広域化の実現に向けた検討組織を設置し、連携して検討協議を進めるものです。	106 政策的事業			0	0	0		0	0	0	01 消防体制の充実	総務課	義務的事業
47	啓発広報事業	防火対象物、危険物施設等の実態・統計調査を行い、集計することで違反是正、高齢者等の焼死防止対策に努める手段とする。市民へ周知することで火災に対する意識の高揚を図り災害の抑制となる。	106 政策的事業	実態調査	回	2	2	2	市単独	0	0	0	01 消防体制の充実	予防課	5
48	常備消防車両更新事業	消防車両の性能を十分に発揮できるよう常日頃から性能の維持、保持に努めているが、消防車両の老朽化に伴い、年々修繕回数が増加している。消防活動に万全を期するため計画に基づいて更新するものである。	106 政策的事業	消防車両購入	台	2	1	2	市単独	37,980	40,586	56,980	01 消防体制の充実	警防課	3
49	非常備消防車両等更新事業	消防団は、地域住民の生命及び財産を守るため、地域の消防防災力において重要な役割を担っている。年数の経過のため、老朽化した消防団のポンプ車等を更新及び整備することにより、災害時における迅速かつ効率的な運用と機動力の向上を図る。また、更なる効率的な運用を図るため、消防団組織の見直しを検討する。	106 政策的事業	小型ポンプの更新	台	2	1	1	市単独	3,928	4,648	1,566	01 消防体制の充実	総務課	7
50	非常備消防車両・資機材管理事業	各分団の資機材を計画的に整備することにより、災害時における消防団活動を迅速かつ効率的な運用と起動力の向上を図るとともに、団員の安全性の向上を図る。また、消防無線が平成28年からデジタル化されるに対応するため、分団の受令機(車載・携帯)を順次更新する。(デジタル無線関係の予算については、通信指令課で一括計上する)	106 政策的事業	発電機	個	1	1	1		1,396	372	12,045	01 消防体制の充実	総務課	10
51	救助事務事業	各種訓練を実施するとともに、複雑多様化する災害に対応するに必要な資機材を整備し、迅速かつ適切に要救助者を安全な場所へ救出する。	106 政策的事業	各種訓練回数の増減	回	7	1	3		0	0	0	01 消防体制の充実	笠間消防署	義務的事業
52	予防事務事業	管内各事業所に対し、笠間市火災予防査察規程に基づき防火対象物の立入検査を計画的に実施し法令等違反是正に努める。また、一人暮らしの高齢者宅に民生委員と共に出向き防火診断を実施すると共に住宅用火災警報器の普及に努める。各事業所を対象に、消火、通報、避難の訓練を指導し防火意識の高揚を図る。	106 政策的事業	防火対象物査察	181件	219	225	181		0	0	0	01 消防体制の充実	笠間消防署	義務的事業
53	警防事務事業	各消防団に消防署との連携が常に一体となる様に火災を想定した中継訓練を実施し、団員の団結の強固、品位の向上を図るため規律訓練を実施。また、県央地区ポンプ操法大会出場分団へ約5ヶ月間にわたりポンプ車操法の指導を実施する。	106 政策的事業	各種指導回数の増減	回	15	-3	20		0	0	0	01 消防体制の充実	笠間消防署	義務的事業
54	防火クラブ育成指導事業	幼少年防火クラブ(市内各幼稚園及び保育所)の園児をちびっ子消防隊として認定し、幼年期からの防火に対する意識付けを図る。運動会、イベント等や各種事業所等において、防火に関するPR活動を実施。	106 政策的事業	各事業所	205件	160	151	205		0	0	0	01 消防体制の充実	笠間消防署	義務的事業

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

	施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果					補助区分	事業費(千円)			小施策	担当課	貢献度評価
				成果指標①	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度			
55	救助事務事業	広域災害及び大規模災害、各種事故により生命身体に現実に危険が及んでいる要救助者(助けを求めている人)を人力又は機械力を有効活用し、その危険を排除し、安全・適確・迅速に救出し救命する。	106 政策的事業	救助出動件数(増減)	22件	-1	12	0	市単独	0	0	0	01 消防体制の充実	友部消防署	義務的事業
56	予防査察事務事業	管内各事業所に対し、笠間市火災予防査察規程に基づき防火対象物の立入検査を計画的に実施し法令違反是正に努める。一人暮らしの老人宅の防火診断を実施し、住宅用火災警報器の普及啓発に努める。	106 政策的事業	立入検査実施率	%	100	100	0	市単独	0	0	0	01 消防体制の充実	友部消防署	義務的事業
57	警防事務事業	地震体験車を使用し地震の体験をしてもらい防災意識の高揚を図る。各消防団に消防署との連携が常に一体となる様に火災を想定した中継訓練を実施し、団員の団結の強固、品位の向上を図るため規律訓練を実施。また、代表分団に県央地区ポンプ操法大会出場のため約5ヶ月間にわたりポンプ車操法の指導を実施する。	106 政策的事業	ポンプ操法指導	回	33	51	47	市単独	0	0	0	01 消防体制の充実	友部消防署	義務的事業
58	防火クラブ育成指導事業	幼少年防火クラブ、婦人防火クラブを通して火災の恐ろしさや命の尊さを認識させ、火災予防の普及啓発を訴える。	106 政策的事業	幼年消防隊防火パレード参加数	人	200	232	0	市単独	0	0	0	01 消防体制の充実	友部消防署	義務的事業
59	消防応援協定・受援計画等事務事務	広域的な災害、大規模な災害発生に備えるため、単独消防本部では対応困難時にその災害規模に応じた消防力の投入を確立するため各関係機関との協力応援体制を調整する。更に各種訓練を通じ災害時の迅速な対応、及び円滑な行動の構築を目指す。	106 政策的事業	茨城県広域消防応援協定会議等	回	1	1	2	市単独	40	40	40	01 消防体制の充実	警防課	9
60	防火委員会事業	・幼年消防クラブ 幼年期に防火・防災に関する教育をすることで、火災の怖さ、命の尊さを認識させる。・婦人防火クラブ 主に家庭にいる主婦層の観点から地域において、火災予防の普及啓発を訴える。	106 政策的事業	幼年消防隊防火パレード参加数	人	1,847	1,838	556	市単独	517	460	472	01 消防体制の充実	警防課	11

# シート1 施策内事務事業目的直結度評価

施策名 消防



- 義務的・事業、内部事務事業
- 立入検査, 違反処理事務
  - 消防同意, 許認可事務
  - 防火管理者, 危険物保安監督者の育成指導事務
  - 火災予防条例規制事務
  - 防火対象物, 危険物施設規制事務
  - 防火管理協会, 危険物安全協会事務
  - 火災・救急・救助関連事務
  - 各種受付・出動指令・通信統制業務事業
  - 非常備消防運営事業
  - 消防団ほう賞基金事業
  - 退職消防団員報償金事業
  - 常備消防事務
  - 救急高度化推進事業
  - 緊急消防援助隊派遣事業
  - 常備消防広域化推進事業
  - 火災事務事業(各消防署)
  - 救急事務事業(各消防署)
  - 消防定例事務事業(各消防署)
  - 消防水利施設等点検管理事業(各消防署)
  - 救助事務事業(各消防署)
  - 予防事務事業(各消防署)
  - 警防事務事業(各消防署)
  - 防火クラブ育成指導事業(各消防署)
  - 応急手当普及啓発事業(各消防署)

# シート2 施策内事務事業貢献度評価

施策名 消防

施策の目的に対する事務事業の目的の直結度

- 非常に高い 1
- 高い 2 3
- 中 4 5 6
- 低い 7 8 9

1 消防救急無線・指令センター整備事業	2 消防無線管理事業	4 民間救急ボランティア育成・啓発事業 自動出動指定装置・地図検索装置情報修正事業 消防緊急通信指令装置管理事業
3 消防庁舎維持管理事業 常備消防車両更新事業	5 非常備消防施設管理事業 啓発広報事業 防火水槽整備事業	7 非常備消防車両等更新事業
6 消火栓整備事業 常備消防車両・資機材管理事業	8	10 非常備消防車両・資機材管理事業 災害対策・警防計画・各種訓練実施計画事業
9 消防応援協定・受援計画等事務事業	11 防火委員会事業 応急手当普及啓発事業	12

成果は高い (上位)

成果はやや高い (中位)

成果は普通 (中位)

成果は低い、ほとんど出ていない  
若しくは把握できない(下位)

事務事業の成果

事務事業の休廃止検討エリア

義務的的事业, 内部事務事業

- 立入検査, 違反処理事務
- 消防同意, 許認可事務
- 防火管理者, 危険物保安監督者育成指導事務
- 火災予防条例規制事務
- 防火対象物, 危険物施設規制事務
- 防火管理協会, 危険物安全協会事務
- 火災・救急・救助関連事務
- 各種受付・出動指令・通信統制業務事業
- 非常備消防運営事業
- 消防団ほう賞基金事業
- 退職消防団員報償金事業
- 常備消防事務
- 救急高度化推進事業
- 緊急消防援助隊派遣事業
- 常備消防広域化推進事業
- 火災事務事業(各消防署)
- 救急事務事業(各消防署)
- 消防定例事務事業(各消防署)
- 消防水利施設等点検管理事業(各消防署)
- 救助事務事業(各消防署)
- 予防事務事業(各消防署)
- 警防事務事業(各消防署)
- 防火クラブ育成指導事業(各消防署)
- 応急手当普及指導事業(各消防署)

事務事業の成果基準の説明